

当健康保険組合への届出・申請に **押印が不要** になりました!

行政手続上の書面・押印・対面の見直しを進め、役所に行かずともあらゆる手続きができる社会の実現をめざす国の改革の一環として、健康保険組合においても、各種申請・届出の際に押印を求めないこととされました。

そこで当健康保険組合では、**令和4年4月1日から当健康保険組合への届出・申請書に押印・訂正印を不要**とします。

また、押印・訂正印不要に伴い、傷病手当金・出産手当金等の現金給付に係る申請書(請求書)には、改ざんなどの不正請求を防止するため、「申請者(請求者)が記載した内容に間違いがないことを事業主(または委託事業者)が内容確認する」確認欄を設けました。

☑ CHECK!

当健康保険組合にご提出いただく
届出・申請書類は押印不要になります

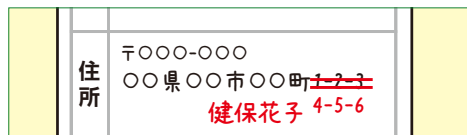


⚠️ **ただし、次の押印は引き続き必要です**

- 出産育児一時金の「市町村長の証明印」
- 第三者行為の求償における添付書類の印

☑ CHECK!

訂正印も不要です



*訂正する箇所を二重線で抹消後、正しい内容と訂正者の署名(サイン)を記載してください
(従来通りの訂正印も可)

☑ CHECK!

お電話・電子メールにて確認をさせていただく場合があります

当健康保険組合の新しい届出書・申請書は、4月1日以降
ホームページ (<http://www.jrc-kenpo.com>) から
ダウンロードできます。

必要事項を入力してから
プリントアウトした場合も
押印不要です。

